

告 示

埼玉県告示第百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十五年埼玉県告示第四百三十六号で告示した毛呂山・越生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合

二 都市計画事業の種類及び名称

毛呂山・越生都市計画下水道事業毛呂山・越生・鳩山公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十五年三月十八日から平成三十七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

昭和五十五年埼玉県告示第四百三十六号、昭和五十八年埼玉県告示第千五百五十九号、平成元年埼玉県告示第三百六十号、平成七年埼玉県告示第四百八十号、平成十年埼玉県告示第九十一号、平成十三年埼玉県告示第四百二十九号、平成十五年埼玉県告示第二千二百一十一号、平成二十四年埼玉県告示第千七百五十五号の事業地に、毛呂山町大字川角字上西ヶ谷、下西ヶ谷、数馬前、宮前、苗木原、吹上、吹上前、東原、峯敷及び大字下川原字田向、矢嶋、上殿、西原、山田、沼下を加える。

(2) 雨水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし